

ひと
男女が輝き、住みよいまち沼津

ひと
ぬまづ男女

ハーモニープラン

3

2011~2015

概要版



沼津市



ひと 「男女が輝き、住みよいまち沼津」を目指して

計画策定の趣旨

すべての人が、その性別にかかわらず、一人一人の人権が尊重され、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、その個性と能力を十分に発揮し、生涯にわたりどのような状況においても、心豊かに生活できる社会の実現は、私たち市民の願いです。

(沼津市男女共同参画推進条例前文から)

本計画は、本市の男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、沼津市男女共同参画推進条例第11条第1項の規定に基づき、策定するものです。

基本理念

(沼津市男女共同参画推進条例より)

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個性と能力を発揮する機会が確保されることが重要です。

(2) あらゆる分野における活動の自由な選択

男女が、性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できることが必要です。

(3) 政策方針決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における政策又は方針の立案及び決定に参画する機会が確保されることが必要です。

(4) 仕事と生活の調和

男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子育てや家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校又は地域における活動その他の家庭生活以外における活動とを両立できることが重要です。

(5) 性の尊重と生涯にわたる心身ともに良好な生活

男女が、互いの性について理解を深め、妊娠、出産等に関し、互いの意思や権利を尊重するとともに、生涯にわたり身体的、精神的及び社会的に良好な状態で生活できることが重要です。

(6) 国際理解と協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会の動向を踏まえて行われることが重要です。

計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」で、条例第11条に基づく男女共同参画の推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、この計画は国の「男女共同参画基本計画」及び県の「静岡県男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、「沼津市総合計画」との整合性を図っています。

計画の期間

計画の期間は、第4次沼津市総合計画（前期平成23年度～平成27年度）との整合性を図るため、平成23年度から平成27年度の5年間とします。

ただし、今後の社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

重点取り組み目標

（1）性別・世代を超えて地域活動に参画しましょう（地域）

市民が、自治会やPTAなどの地域活動団体の取組に積極的に参画することは、地域社会を結びつけるために重要なことです。

そこで、地域での取組として住民の参加・参画を拒む課題を地域ごとに取り上げ、住民が性別・世代にかかわらず地域ぐるみで解決するため、毎年モデル地区を選び、地区の連合自治会を中心に、アドバイザーによる指導の下、その地域の重点課題に男女共同参画の視点で取り組むモデル地区事業を実施し、市民及び地域活動団体への男女共同参画意識の啓発や浸透を図ります。

（2）幼児・児童・生徒・教職員・保護者みんなで学習しましょう（教育）

教育に携わる教職員や保護者の男女共同参画意識・指導力は、次世代を担う幼児・児童・生徒の男女共同参画意識形成に大きな影響を及ぼします。

そこで、教職員・保護者などの教育に携わる者への意識改革や指導力向上のためのセミナーなど、学習機会を充実させます。

また、児童・生徒の人権教育や性教育を充実させ、次世代を担う子どもたち一人ひとりが性別にかかわらず、その個性と能力を伸ばしながら社会の一員となるための教育を実現させます。

（3）働きやすい職場・働き続けられる職場を目指しましょう（職場）

男女が仕事と育児・介護などの家庭生活と、その他の活動を両立させるためには、就労の場において、男性も家庭生活に積極的に参画することが出来る環境整備を進める必要があります。

そこで、ワーク・ライフ・バランスなどの男女共同参画を推進する事業所を認定し、その取組を広く紹介するとともに、市内事業所への学習機会の提供を行い、男女共同参画の推進を図ります。

基本的施策

基本的施策1 男女の人権を尊重する教育の充実

性別にかかわらず、一個人として多様な生き方ができるよう、それぞれの対象に応じた、情報提供や学習する機会を提供します。

(施策の方向)

- (1) 男女の人権を尊重するための意識啓発
- (2) 教育・保育の場での男女の人権尊重に関する教育の充実

基本的施策2 女性に対する暴力等の根絶

セクハラやDV等は、人権侵害であるという認識を高め、これらの暴力を許さない社会づくりに向けた防止対策を推進するとともに、被害者に対する相談体制を整備し、自立支援を行います。

(施策の方向)

- (1) セクハラ、DV等女性への暴力防止に向けた啓発・防止対策の推進
- (2) 被害者への相談体制の充実と自立支援

基本的施策3 男女共同参画意識の育成

市民意識調査などを実施し、地域や家庭の現状把握を行うとともに、地域や家庭などにおける男女共同参画の意識づくりに向けた学習機会の提供や、教育に携わる者への意識改革を促すことで、教育の場での男女共同参画意識の育成を図ります。

(施策の方向)

- (1) 市役所における男女共同参画意識の育成
- (2) 教育・保育の場での男女共同参画意識の育成
- (3) 地域社会での男女共同参画意識の育成
- (4) 就労の場での男女共同参画意識の育成
- (5) 男女共同参画推進のための調査・研究・広報活動



基本的施策4 地域社会における男女共同参画促進

すべての男女が、地域活動や市民活動などへの参加・参画がしやすいように支援します。

(施策の方向)

- (1) 地域活動や市民活動への男女の対等な参画促進
- (2) NPO・ボランティア団体等の育成および活動支援

基本的施策5 就労の場における男女平等の推進

就労の場における男女平等推進のために、関係各課と経済団体などの関係機関との連携により、職種や規模に合わせた、事業主や労務人事担当などの意識改革のための指導や学習機会を提供し、事業所の男女共同参画への取組を支援します。

(施策の方向)

- (1) 男女の対等な雇用・労働条件確保のための施策の推進
- (2) 就労の場における男女平等の推進

基本的施策6 政策・方針決定過程への女性の参画促進

あらゆる分野における政策・方針決定の場への、女性の積極的参画・登用の啓発をしていきます。

(施策の方向)

- (1) 市の審議会等への女性の登用促進
- (2) 市役所・教育の場における女性の積極的登用
- (3) 企業・諸団体における女性の積極的登用



基本的施策7 女性の人材育成支援

女性が社会の均等な構成員としてそれぞれの能力を発揮し、あらゆる分野で活躍するために、女性のエンパワーメントのための学習機会を充実します。

(施策の方向)

- (1) 女性人材リストの更新・活用
- (2) 女性の就業意識・能力開発への支援

基本的施策8 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 実現のための職場環境づくり

就労の場において、働く男女のワーク・ライフ・バランス実現のため、各種制度の構築や相談体制の充実など、環境整備が行われるよう、事業者などに働きかけます。

また、結婚や出産・子育てなどで職を離れた女性の再就職支援のため、学習機会や情報提供を行います。

(施策の方向)

- (1) 育児・介護休業制度の普及促進
- (2) 女性の就職・再就職への支援



基本的施策9 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 実現のための家庭・地域環境づくり

ワーク・ライフ・バランス実現のため、家庭・地域を対象とした学習機会や地域で育児や介護を支える環境整備を充実していきます。

(施策の方向)

- (1) ワーク・ライフ・バランス実現のための学習支援
- (2) ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備



基本的施策10 男女の互いの性の尊重

男女の身体的特徴の違いに対する知識を認識することにより、お互いの性を尊重し、生涯の人生において良好な人間関係を築くため、段階に応じた正しい性知識の学習機会の充実を図ります。

(施策の方向)

- (1) 性に関する学習機会の充実
- (2) 生涯にわたる男女の健康支援

● 基本的施策 11 男女の生涯における良好な生活支援

すべての人が生涯において良好な生活を送ることができるよう、ニーズに合わせた健康づくりや生きがいづくりのための支援の充実を図ります。

(施策の方向)

- (1) 健康づくりや生きがいづくりへの支援
- (2) 高齢者・障がい者の社会参加支援

● 基本的施策 12 国際的視野の下での男女共同参画理解の促進

国内外の動向に目を向け、国際的な視野による男女共同参画社会の推進を目指します。

(施策の方向)

- (1) 国際社会の動向や情報の収集・提供

● 基本的施策 13 国際協調による男女共同参画の促進

在住外国人と市民が相互に交流を深め、地域社会づくりにともに参画することを支援します。

(施策の方向)

- (1) 多様な文化や価値観に理解を深めるための国際交流促進
- (2) 在住外国人の地域参画支援と相談体制の充実

ひと
男女が輝き、住みよいまち沼津

ぬまづひと ハーモニープラン

3
2011～2015

平成23年3月発行

沼津市企画部市民協働課

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号

tel . 055-934-4705 fax . 055-934-2582

e-mail : kyodo@city.numazu.shizuoka.jp